

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和6年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）
- 2 契約の相手方
うらおか内科・内視鏡クリニック 院長 浦岡 正尚
- 3 随意契約理由
本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。
大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に合わせていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務 10
〔「サポートプラン」作成業務にかかるシステム改修(児童相談・母子保健)〕

2 契約相手方

株式会社NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で

改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務 11
(恒常的定員超過減額の変更ほかにかかる改修)

2 契約相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で

改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（WTO協定）第13条第1項c(i)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務 12

(保育料軽減(多子軽減)の改正にかかる改修)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

(電話番号：06-6208-8045)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市国民健康保険等システム、介護保険システム及び総合福祉システム業務委託

(字形標準化に伴う文字移行に係る文字利用状況調査対応)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム(以下「国保等システム」という。)は平成11年4月から順次稼働し、介護保険システムは平成12年4月の介護保険制度施行から(一部機能に関しては平成11年10月から)稼働しており、それぞれ平成29年1月より再構築を、令和2年1月にはサーバ機種更新を行った。

また、総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築、令和2年1月には機種更新を行った。

国保等システム及び介護保険システム並びに総合福祉システム(以下「福祉3システム」という。)の業務ソフトウェア改修業務や保守支援、業務委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 効率的な仕様管理

大規模システムである福祉3システムの仕様を理解し、その調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

② 的確で効率的な運用支援

福祉3システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、福祉3システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 効率的な仕様管理

福祉3システムにおいては制度改正等が頻繁に実施され、短期間で多くの改修をする必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、福祉3システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、福祉3システム間及び住基等事務システムとの連携についてもその調整が容易である。

② 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり福祉3システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速に対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

(電話番号：06-6208-8956)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市介護保険システム改修業務
(高額介護サービス費受領委任払い承認期間の終期の廃止について)

2 契約相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

介護保険システムは平成12年4月の介護保険制度施行から(一部機能に関しては平成11年10月から)稼働し、平成29年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

介護保険システムは、被保険者数68万人以上を対象とした市民生活に直結する介護保険事業をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである介護保険システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

介護保険システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西(以下、「NTTデータ関西」という。)は、介護保険システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行っ

てきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

介護保険事業は制度改正等が頻繁に実施され、介護保険システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、介護保険システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、国民健康保険等システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

介護保険システムの設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

NTTデータ関西は、前述のとおり介護保険システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

(電話番号：06-6208-8761)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和6年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）
- 2 契約の相手方
医療法人幸裕会 山下クリニック 理事長 小幡 史明
- 3 随意契約理由
本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。
大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に合わせていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和6年度 特定健診受診率向上のための受診勧奨業務委託（概算契約）
- 2 契約の相手方
一般社団法人大阪府医師会
- 3 随意契約理由
本事業は、特定健診受診率の向上を目的として、1か月間程度の勧奨強化月間を設け、特定健診取扱医療機関と連携し、かかりつけ医による効果的な勧奨を行うものである。
業務を委託するうえで、本来ならば、特定健診取扱医療機関と調整を行う必要があるが、特定健診取扱医療機関は市内で約1,600箇所あり、個々に連絡をとり調整を行うことは現実的ではなく、また市内の特定健診取扱医療機関を取り纏めている組織は一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という）以外に存在しないため、大阪府医師会と随意契約を締結するものとする。
なお、大阪府医師会とは、特定健診取扱医療機関における特定健診の実施についての契約を別途締結している。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

随意契約理由書

1 案件名称

高齢者 e スポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

地域の高齢者を主たる対象とする住民主体の通いの場（以下「通いの場」という。）において、高齢者 e スポーツ体験講座（以下「体験講座」という。）を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、大阪市における介護予防の取組みの機能強化を目的として、本事業を実施する。

当該業務は、通いの場に参加する高齢者に対し、e スポーツの体験をきっかけとして通いの場への参加拡大や地域での自主運営につながるよう、安全に実施できる体験講座の実施方法を正しく伝えるとともに、参加者同士の交流を支援する必要があることから、その性質上、高齢者の身体的特性等を踏まえ、e スポーツ機器の操作等について説明を行い、体験講座において高齢者への対応を適切に行うことができる者を派遣する必要がある。

このため、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪スポーツみどり財団が、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策担当）
（電話番号：06-6208-9957）

随意契約理由書

1 案件名称
令和6年度 大阪市総合福祉システム改修業務 13
(児童手当の制度見直し対応(統計機能等))

2 契約相手方
株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム(生活保護システム・福祉五法システム)(以下「総合福祉システム」という。)は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

(2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西(以下、「NTT データ関西」という。)は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTT データ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第 13 条第 1 項 c (i) 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課
（電話番号：06-6208-8045）

随意契約理由書

1 案件名称

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の中学生向け動画制作業務委託

2 契約の相手方

株式会社 Star FACTORY 代表取締役 宮本 司

3 随意契約理由

福祉・介護の仕事は、マイナスイメージで捉えられており、イメージアップ、魅力発信などに資するため、本市では「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施している。

当該事業では、福祉・介護の現場で働く方々から仕事に対する誇りや、やりがいなど、福祉・介護の仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、応募のあったエピソード内容を審査し、特に福祉・介護の魅力を感じる作品を表彰し、職員のモチベーション向上につなげるとともに、福祉・介護の現場で働く方々だからこそ感じる仕事の魅力を、興味や関心のない方にも感じてもらえるように、受賞作品の漫画作品化や本市ホームページでの公開により、発信している。

上記媒体による魅力発信に加え、子どもの頃からの福祉教育の実践及び福祉・介護の仕事における中長期的な人材確保をめざし、中学生を対象に受賞作品を動画化し、中学校現場での福祉教育やキャリア教育で活用するとともに、福祉・介護の仕事について知ってもらう機会を創出する。

そのため、事業の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、もっとも効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 Star FACTORY の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 Star FACTORY と地方自治法施行令第 167 条の2 第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課(電話番号 06-6208-7958)